公 表 監 第 7 号 平成 27 年 10 月 23 日 (2015 年)

平成27年8月24日付西監収第30号で受理しました西宮市職員措置請求の監査結果については、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

西 監 発 第 72 号 平成 27 年 10 月 23 日 (2015 年)

請 求 人 様

西宮市監査委員亀 井健同鈴 木 雅 ー同河 崎 はじめ

同 杉山 たかのり

「西宮市職員措置請求」の監査結果について(通知)

地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項の規定により平成27年8月24日付で提出されました住民監査請求について、その結果を次のとおり通知します。

記

- 第1 監査の請求
 - 1 請求人

(略)

2 請求書の提出

平成27年8月24日

3 請求の内容

本件職員措置請求書の記述及び請求人の陳述内容等から、請求の要旨を次のとおり解しました。 市長に対して、平成27年度高齢者交通助成割引購入証の印刷費(平成26年度予算執行分。以 下「本件印刷費」という。)1,190,484円について、市に返還することを求める。

(理由)

今村岳司(西宮市長) は平成27年1月27日に平成27年度の高齢者交通助成割引購入証を金3,000円と議会と協議をせず独自で政策立案したが、平成27年3月19日の西宮市議会予算特別委員会において否決され、更に、同日の西宮市議会においても西宮市議会各会派から否決された後に、高齢者交通助成割引購入証を従来の金5,000円に修正し直し、平成26年度の印刷代金

1,190,484円を西宮市に損害を与えた今村岳司(西宮市長)に返還を求めるものである。

本件について、今村岳司(西宮市長)の行為は、刑法第 193 条の公務員職権濫用に該当すると 思料する。

(注記) 原則として請求人が提出した請求書の原文のままを記載し、事実証明書及び法条の引用 は省略しました。

(事実を証明する書面)

- ア 高齢者交通助成割引購入証印刷に係る平成26年度契約締結伺外
- イ 西宮市議会予算特別委員会記録(平成27年3月19日)及び本会議議事録(同日)
- ウ 高齢者交通助成割引購入証印刷に係る平成27年度契約締結伺外

第2 監査の実施

1 請求の受理など

本件職員措置請求は、所要の法定要件を具備していると認められたので、平成27年8月31日、 請求を受理することに決定しました。

2 監査の対象事項

本件印刷費 1,190,484 円について、市長に返還させることを求めるという請求が認められるか 否かを監査の対象としました。

3 監査対象部局

西宮市健康福祉局

4 請求人の陳述及び新たな証拠の提出

法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を付与した結果、平成27年9月16日、請求人 (氏 名 略) が出席し、監査委員に対して陳述を行いました。

5 関係人に対する調査

法第199条第8項の規定に基づき、請求人の指摘事項に対する市当局の反論を文書により求めました。その要旨は、別紙のとおりです。

第3 監査の結果

- 1 監査によって確認した事実
 - (1) 高齢者交通助成事業は、高齢者が元気に社会参加できるよう、電車、バス又はタクシーの I Cカード、プリペイドカード若しくは回数券の購入又は I Cカードへのチャージ (以下「I C カードの購入等」という。)をする際に、割引が受けられる割引券が綴られている冊子「高齢者交通助成割引購入証」(以下「割引購入証」という。)を年に一度交付するものです。

当該事業の対象者は、4月1日時点で70歳以上で、引き続き1年以上、本市に住所又は居住地を有し、かつ住民基本台帳に記載されている人であり、年1枚1,000円の割引購入証を5枚綴りにした冊子を交付することにより、年間助成額は5,000円となっています。

利用者は、事前にICカードの購入等をする際に、その購入等の金額2,000円ごとに割引購入証1枚1,000円を使用することができることとされており(半額助成)、電車、バス又はタクシーの運賃の支払いに直接、割引購入証を充てることはできません。

- (2) 市当局の説明によれば、割引購入証の交付対象者数は、約7万人であり、発送までの準備期間として印刷に約2箇月、封入に約1箇月半の期間を要します。早期に割引購入証を使用してICカードの購入等を希望する人が多い中、できるだけ早く対象者に割引購入証を送付することが市民サービスの向上につながると考えていたため、平成16年度より割引購入証の印刷については準備期間を逆算して、当該年度分を前年度予算で執行していたとしています。
- (3) 平成27年度割引購入証の印刷費に係る経緯
 - ア 平成27年1月27日、市が本件印刷費に係る入札を実施した。当該割引購入証は、1人当 たり年間助成額を従来の5,000円から3,000円とする内容のものであった。
 - イ 平成27年1月28日、市が本件印刷費について、落札業者と契約金額1,190,484円で契約を締結した。
 - ウ 平成27年3月12日、市議会予算特別委員会厚生分科会において、平成27年度西宮市一般会計予算につき、「高齢者交通助成事業経費のうち高齢者交通助成金を増額するため、予算の一部を修正しようとする」修正案が承認された。当該修正案は、高齢者交通助成事業予算の積算につき、高齢者1人当たりの年間助成額を3,000円から5,000円とするものであった。
 - エ 平成27年3月19日、市議会予算特別委員会において、ウ記載の予算修正案が承認された。 同日、本会議において同修正案が可決された。

- オ 平成27年3月31日、イ記載の印刷物が担当課において検収された。
- カ 平成27年4月1日、イ記載の契約に基づく1,190,484円の支出命令が行われ、同月20日 に印刷業者に同金額が支払われた。

2 監査委員の判断

法第242条第8項の規定により、本件職員措置請求について監査委員会議において協議した結果、次のとおり結論を得ました。

請求人は、本件印刷費の予算執行をもって、市に損害が発生したと主張するので、まずこの点について、検討することとします。

本件印刷費が予算執行されることによって、市に損害が発生したといいうるためには、本件印刷費の支出負担行為である契約締結行為等の財務会計行為が違法不当なものであるという必要があります。

しかし、当該支出負担行為が財務会計法規に違反したとの主張は請求人によってなされておらず、また、監査委員において支出負担行為その他の書類を調査したところ、西宮市契約規則その他の財務会計法規に違背した事由は認められません。

ある年度に実施する事業の準備事務を当該年度の前年度の予算の執行により行ったとしても、 このことをもって、直ちに財務会計法規に違背したとはいえません。本件印刷費の執行について みると、新年度において早期に割引購入証が交付対象者の手元に届くようなされたものであり、 合理性を欠くものとは言えません。

さらに、請求人は、市長が「平成27年1月27日に平成27年度の高齢者交通助成割引購入証を金3,000円と議会と協議をせず独自で政策立案した」と主張しており、この点が支出負担行為の違法不当事由であると主張しているとも解されますが、そもそも予算案の編成及び議会への提出は首長の専権事項であり(法第149条第2号、第112条第1項)、印刷物の内容が前提としている政策の決定過程等の当否によって、直ちに当該印刷に係る契約の違法不当性が左右されるとはいえません。

したがって、本件印刷費に係る契約の締結その他の財務会計行為について、財務会計法規上、 違法不当な事由があるとは認められないため、その余の請求人の主張について判断するまでもな く、本件請求には理由がないといわざるを得ません。

(西宮市職員措置請求に対する市長の反論書)

平成27年8月24日付「西宮市職員措置請求書」に対して、以下のとおり経緯の報告と反論をいた します。

○経緯及び反論について

高齢者交通助成事業については、4月1日時点70歳以上であり引き続き1年以上本市に住所又は居住地を有し、かつ住民基本台帳に記載されている人を対象として毎年1枚1,000円の割引購入証を5枚綴りにした冊子を交付するものです。

割引購入証は 2,000 円ごとに 1 枚を使用することができる仕組みになっており (半額助成)、購入証で電車・バス・タクシーの運賃の支払いをすることはできません。事前に購入証を使用して対象商品を購入する必要があります。

割引購入証の交付対象者数は約7万人であり、発送までの準備期間として印刷に約2箇月、封入に約1箇月半の期間を要します。早期に割引購入証を使用して対象商品との引き換えを希望する人が多い中、できるだけ早く対象者に購入証を送付することが市民サービスの向上につながると考えていたため、平成16年度より割引購入証の印刷については準備期間を逆算して当該年度分を前年度予算で執行することとしてまいりました。

上記で述べました予算の執行方法については、割引購入証の早期発送を最優先として平成16年度から行われてきた方法を踏襲してきたものであります。また、平成26年度の印刷製本費の予算については既に承認を得ているものであり予算執行は適切であったと考えております。